

行政書士登録申請について

※所定様式のレイアウト・項目・書式は変更しないで下さい。

※記入に不備がある場合は申請時に書き直しをお願いする場合がありますので印鑑（申請書に使用した）もお持ちください。

① 行政書士登録申請書(所定様式)

- 1.「本籍」… 身分証明書の記載どおり県名から記入する。(略記不可)
「住所」… 住民票の記載どおり県名から記入する。(略記不可)
- 2.「事務所の所在地」… 字、番地、ビル名、部屋番号等、希望する表記どおりに記入する。
- 3.「事務所の名称」…「事務所の名称に関する指針」に則り、行政書士事務所として誤認や混同が生じない名称を記入する。別記Ⅰ参照。
- 4.「主たる事務所の所在地」… 申請者が個人開業以外(社員行政書士または使用人行政書士)で、勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所の場合に記入する。
- 5.「資格」・試験合格者…受験都道府県、合格年度、合格番号を記入する。
・その他の資格…

弁護士	行政書士法第2条	第二号該当
弁理士	〃	第三号 〃
公認会計士	〃	第四号 〃
税理士	〃	第五号 〃
行政事務経歴申請者	〃	第六号 〃
- 6.「行政書士以外の類似資格」… 該当する業を開業している場合のみ番号に○をつける。

② 履歴書(所定様式)→ホームページよりダウンロードする場合はA4で両面印刷してください。

- 1.「現住所」… 住民票どおり県名から略さず記入する。
- 2.「職歴」… 義務教育修了以降から現在まで空白期間がないように記入する。(無職・休職等も記入。)申請時に会社等に勤務中で、行政書士登録後に退職予定である場合その旨を記入する。
3. 行政書士事務所「形態」「使用権」… 該当するものに○をつける。
共同事務所:行政書士が複数で同一室内に事務所を設置する場合
合同事務所:行政書士が他士業者と同一室内に事務所を設置する場合

③ 誓約書(所定様式)

※「住所」「事務所所在地」は、申請書の記入どおりに記載する。

④ 住民票 … 発行後3ヶ月以内、「本籍」記載のあるもの

⑤ 身分証明書 … 本籍地の市区町村長発行、発行後3ヶ月以内

※「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」の証明。

⑥ マイナンバーカードの写し … 表裏両面をコピーし、中身が透けない素材の封筒(長3以上)に封入し、単位会名・申請者名を記載する。(封をした状態で提出)

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は事務局へご相談ください。

⑦ 行政書士となる資格を証する書面

- ・ 行政書士試験に合格した者 … 行政書士試験合格証原本提示、または試験合格証明書原本(受験都道府県発行。熊本県:市町村課)提出。
- ・ 他士業(第二～五号)資格者 … 各所属会の証明書原本(事務所所在地の記載あるもの、発行後3ヶ月以内)

- ・ 行政事務経歴申請者(第六号)… 公務員職歴証明書(所定様式)
 - ※ 行政事務歴での申請をされる場合、公務員の経歴が行政事務歴に該当するか、必要に応じて日本行政書士会連合会の事前確認を受けていただく場合がございます。
詳しくは当会宛てにご連絡ください。
 - ※ 証明権限を有する者の証明印があるもの。2枚以上にわたる場合は証明印の割印が必要
 - ※ 退職年月日及び退職理由が明記されていること。
定年退職以外の場合は「退職辞令の写し」(辞令原本提示)を添付
 - ※ 第六号以外の申請者で履歴書に公務員としての職歴があり公務員退職3年以内の場合「退職辞令の写し」(辞令原本提示)を添付

⑧ 行政書士以外の類似士業兼業者 … 事務所所在地記載のある証書の写し(証票・登録証等)

⑨ 事務所平面図(所定様式)… 寸法・方位・縮尺等を記入

1. 一般住宅等一戸建の建物 … 建物一棟全体の見取図を描き、事務所位置を明示。
2. マンション、ビル内等の独立事務所 … 同一階各室の見取図と室外通路を描き、事務所位置を明示。
3. 各士業の合同事務所等複数事務所が同居 … 申請者事務所位置が確認できるよう描く。
4. 法人等の事務室に行政書士事務所を設置 … 行政書士事務所として建物構造上も位置、区分等が明確に区分された形態が確認できる設置見取図を描く。

⑩ 事務所位置図 … 目標となる最寄り駅・停留所等から事務所予定地までの略図。市販地図等の写し可。

⑪ 事務所写真 … 建物外観、玄関付近、事務所入口、内部(雰囲気がわかるもの)合わせて6～7枚程度

⑫ 事務所の使用権を証する書面 … 個人開業の場合添付。[別記Ⅱ参照](#)。住所と同一(自宅)は不要。

⑬ 事務所の所在確認のための書面 … 個人開業申請者は不要。

- ・ 社員行政書士…所属予定行政書士法人の定款の写しまたは公証人役場にて認証を受ける予定の定款案
- ・ 使用人行政書士…勤務予定先の行政書士または行政書士法人との雇用契約書

⑭ 顔写真 5枚(履歴書に貼付したものを含む・撮影後3ヶ月以内)

(縦3cm×横2.5cm・カラー・無帽・正面上半身・無背景・裏面に氏名、撮影年月日記入・全て同一のもの)

登録申請時には必ず事前に事務局宛てにお電話頂き、
予約を取って頂くようお願いいたします。

登録申請時費用・登録免許税について

1. 登録手数料	25,000円
2. 入会金	250,000円
合 計	275,000円

*入会金に関しましては登録証交付時に領収証を発行します。
預り証と引き換えになりますので、登録証交付時に預り証をお持ちください。

3. 登録免許税(収入印紙) 30,000円

*収入印紙は事務局では販売しておりません。郵便局等で購入し、申請書に貼付せずお持ちください。
また、現金での受付もできませんのでご注意ください。

==== 上記書類一式正本・副本(コピー)を提出 =====

登録・入会後について

行政書士登録後、登録証交付時に入会手続きをしていただきます。

その際ご準備いただく諸費用内訳は下記の通りです。

1. 会費（2ヶ月分）	13,000円
2. 政治連盟会費（2ヶ月分）	2,000円
3. 消耗品一式代	15,000円
合 計	30,000円

＊事務処理上の都合より

- ・会費は入会時に2ヶ月分前納になっております。
- ・会費は毎月(当月分)郵便局の口座より引落としをさせていただいております。(申込用紙は本会事務局にございます。)

＊政治連盟は行政書士の社会的地位を高めるためにございますので、入会をお願いしております。